

第3期 矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和8年(2026年)3月

岡山県 矢掛町

目次

第1章 人口ビジョン	2
1 人口動向分析	3
2 男女別の人口ピラミッド	4
3 人口の自然増減	5
4 人口の社会増減	5
5 年齢別転入・転出の状況	6
6 転入・転出の状況(From-To 分析)	7
7 出生者数及び合計特殊出生率	8
8 産業	9
9 パターン別の人口推計	10
10 人口の将来展望	11
第2章 総合戦略	12
I 策定の基本的な考え方	13
1 策定の趣旨	13
2 計画期間	13
3 国の政策の5本柱	13
4 第3期総合戦略と矢掛町第7次振興計画との関係性	13
II 基本目標	14
III 基本方向と具体的な施策	14
基本目標1 元気に暮らせる健康長寿のまち	15
基本目標2 安全・安心で心地よいまち	17
基本目標3 歴史・文化のかおる教育のまち	20
基本目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち	22
基本目標5 個性が輝く協働のまち	24
KPI一覧	26

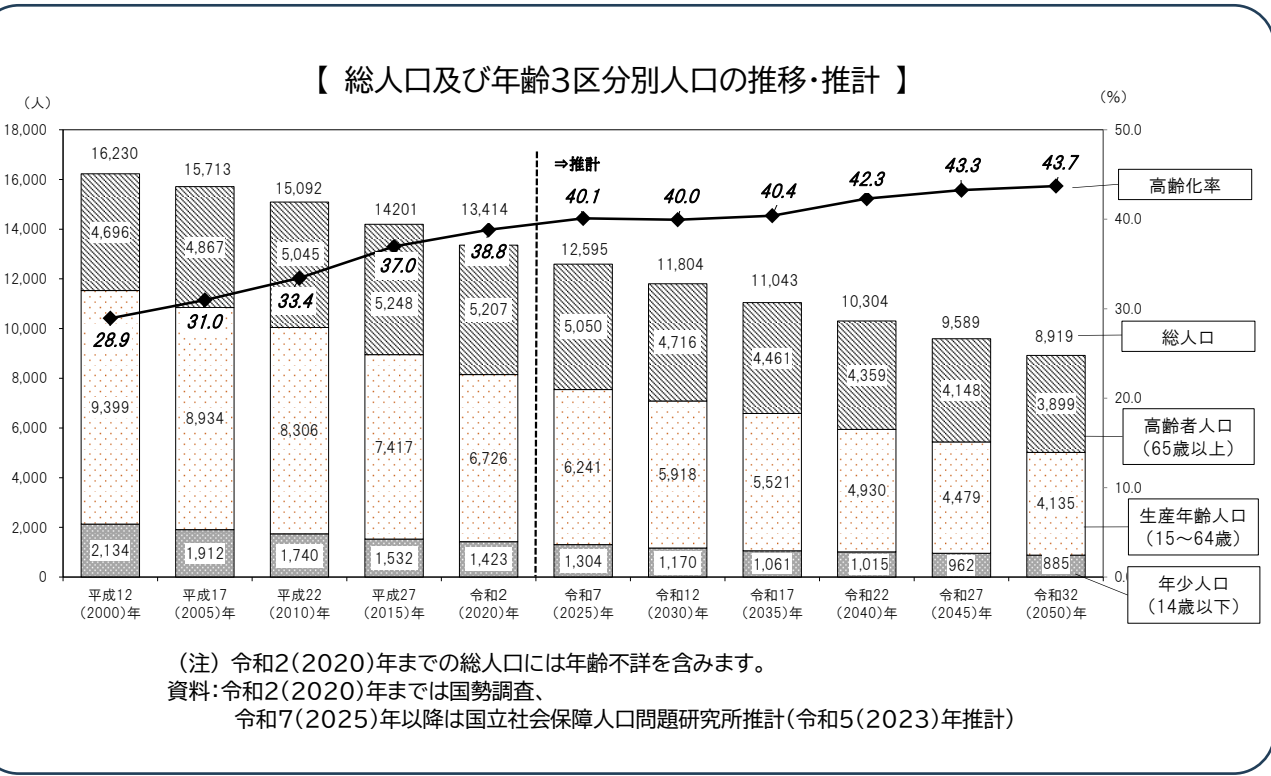
第1章

人口ビジョン

1 人口動向分析

本町の総人口は、近年、減少傾向が続いており、令和2(2020)年の国勢調査では13,414人となっています。国立社会保障人口問題研究所(社人研)による推計では、今後も減少を続け、30年後の令和32(2050)年には、約9,000人にまで減少すると見込まれています。年齢3区分別の推移をみると、いずれの年齢層も減少しており、将来的にもこの傾向が続くものと推計されています。

このうち、高齢者人口の割合を示す高齢化率は平成12(2000)年以降急激に上昇し、令和2(2020)年の国勢調査では38.8%となっています。社人研推計では、今後も、上昇傾向ではあるものの、令和7(2025)年以降は鈍化し、令和27(2045)年以降は43%台で横ばいになると見込まれています。



2 男女別の人口ピラミッド

矢掛町の人口ピラミッドは、年少人口の減少と老年人口の増加により、つぼ型がより強調される形へと変化しています。

●年少人口

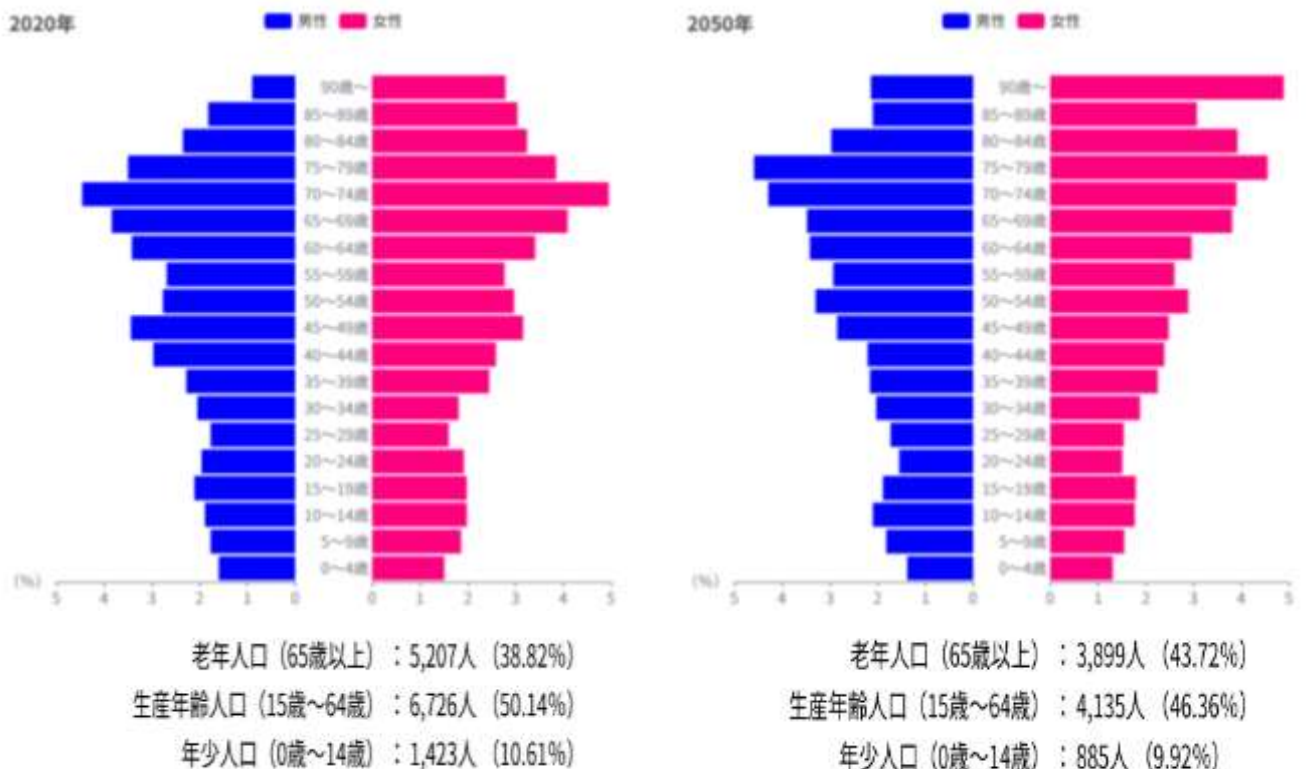
0～14歳の年少人口は、男女ともに2020年から2050年にかけて全体的に減少しています。特に0～4歳の層で顕著な減少が見られ、出生数の減少傾向が続いていることが示唆されます。

●生産年齢人口

15～64歳の実年齢人口は、全体的にやや減少傾向にあります。特に若年層(20～39歳)で減少が目立ち、人口の高齢化とともに労働力人口の縮小が進行していることが分かります。

●老年人口

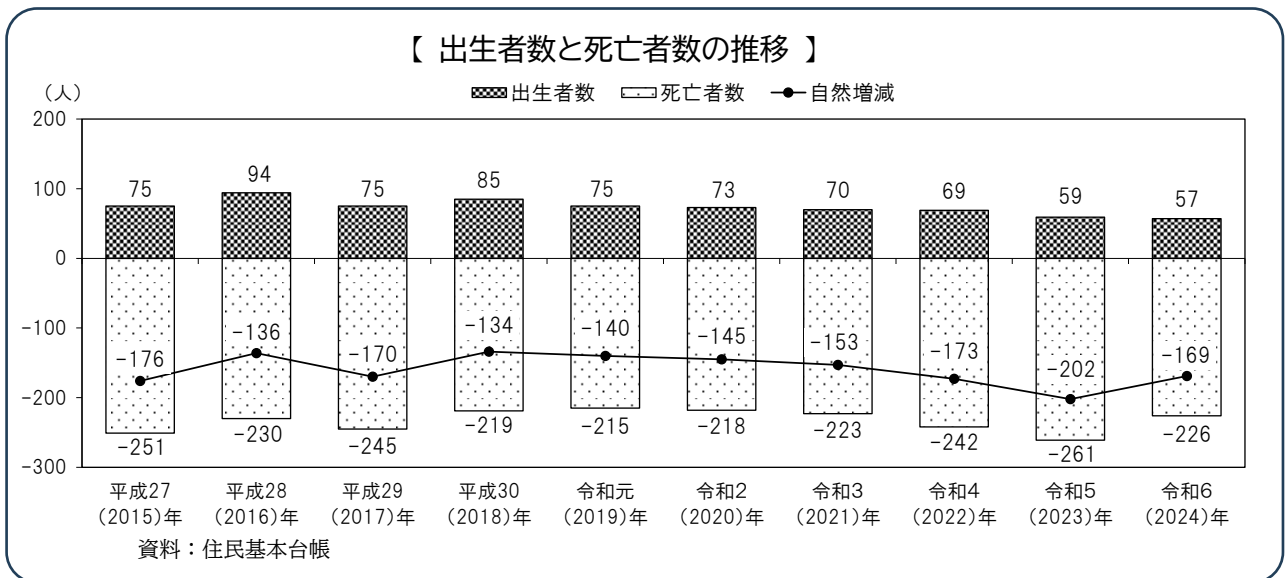
65歳以上の老年人口は、男女ともに増加傾向が顕著です。特に75歳以上の層で大きく増加しており、超高齢社会が進行していることが明らかです。



出典：RESAS（人口構成分析），RAIDA-AI『地域の人口減少対策』（2026年1月20日に利用）を基に加工

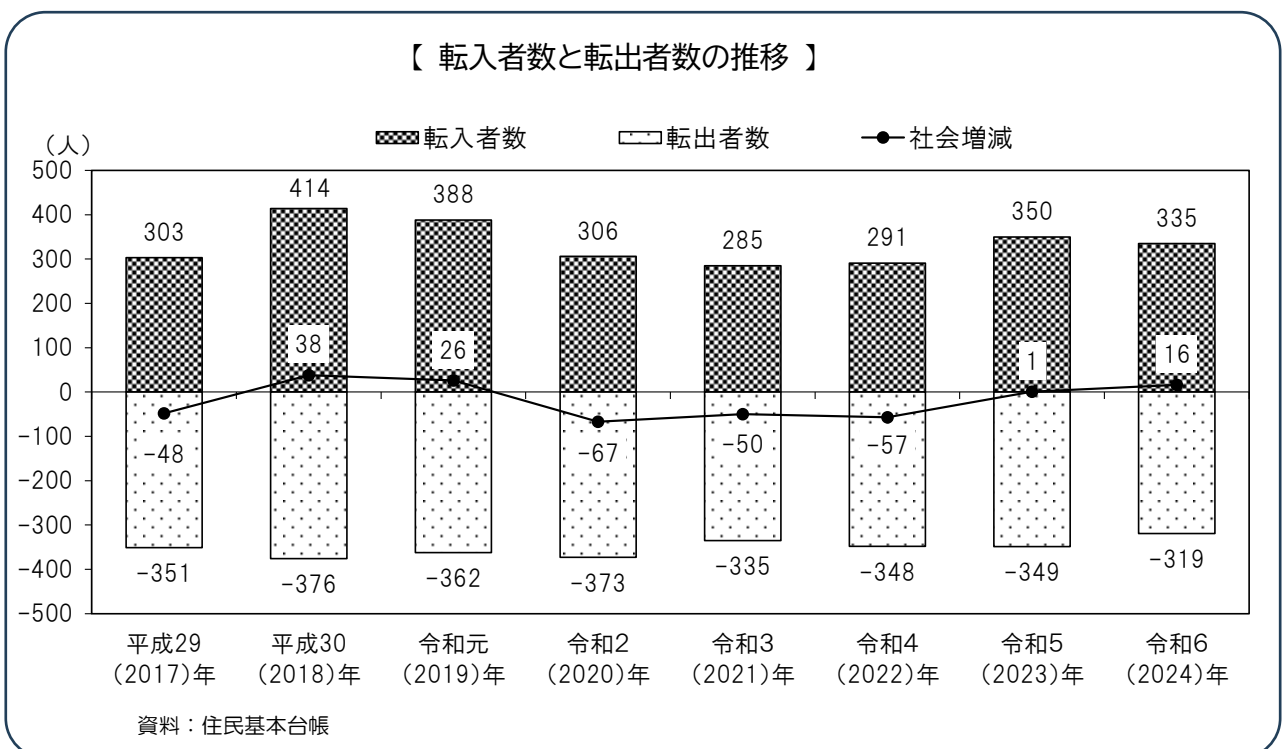
3 人口の自然増減

自然増減をこの10年間でみると、出生者数から死亡者数を差し引いた自然減は130人台から200人台の間を推移しています。出生者数は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年の出生者数は最も少なく、57人となっています。



4 人口の社会増減

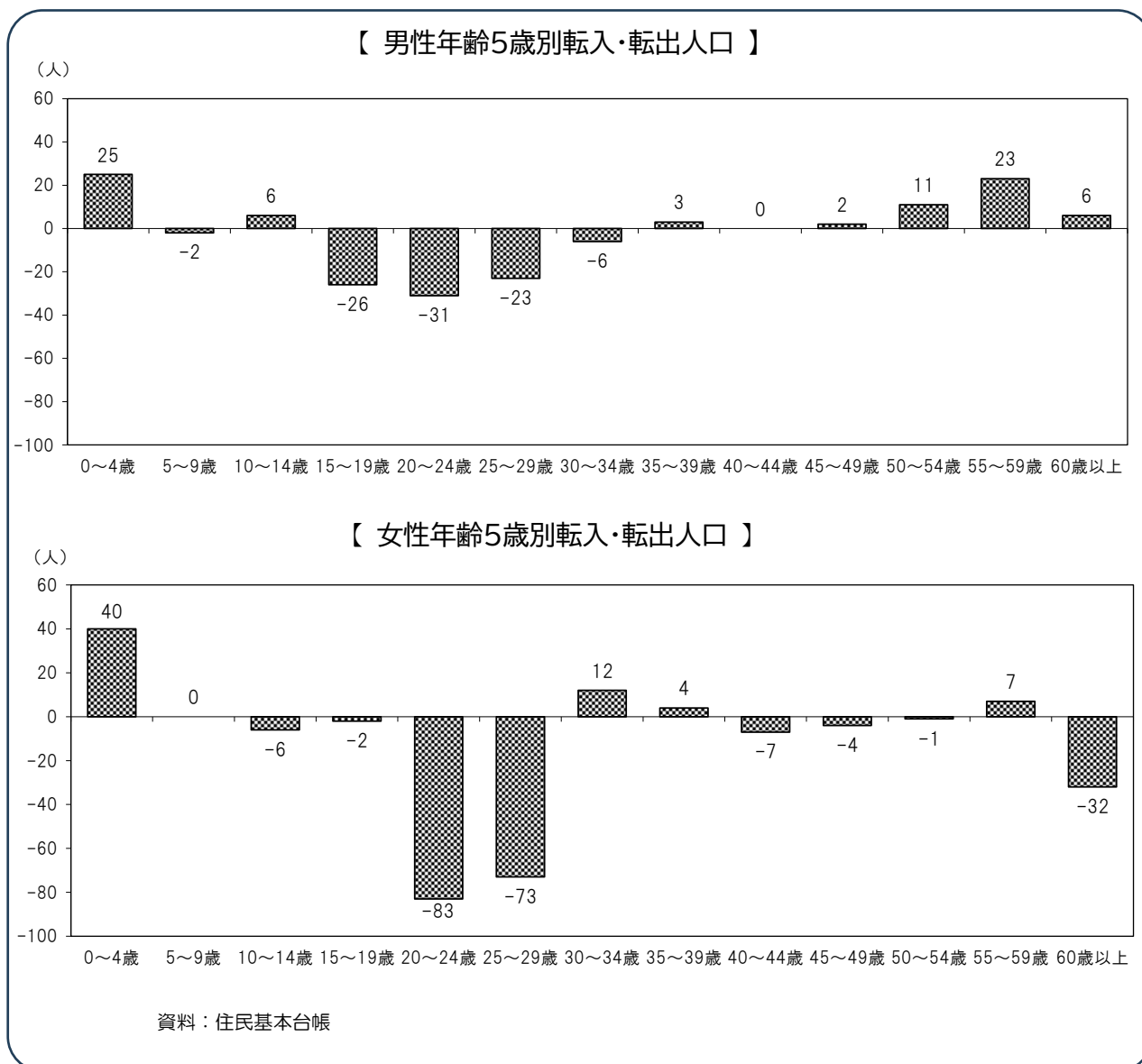
社会増減をこの8年間でみると、転入者数から転出者数を差し引いた社会増は、令和2(2020)年から令和4(2022)年はおおむね50人台から60人台となっていますが、直近の2年間をみると、令和5(2023)年は1人、令和6(2024)年は16人の社会増となっています。



5 年齢別転入・転出の状況

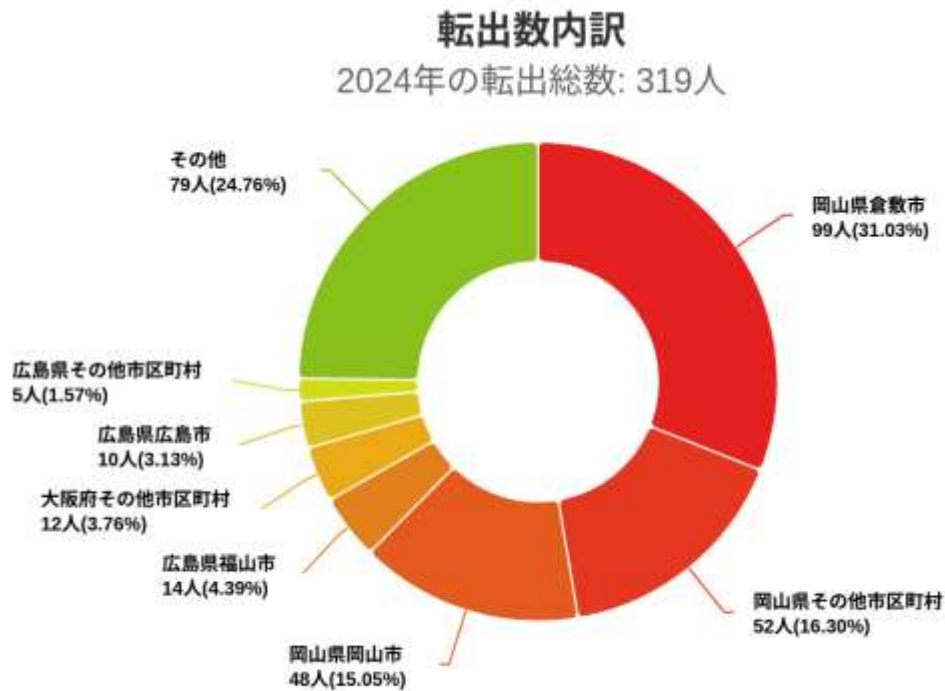
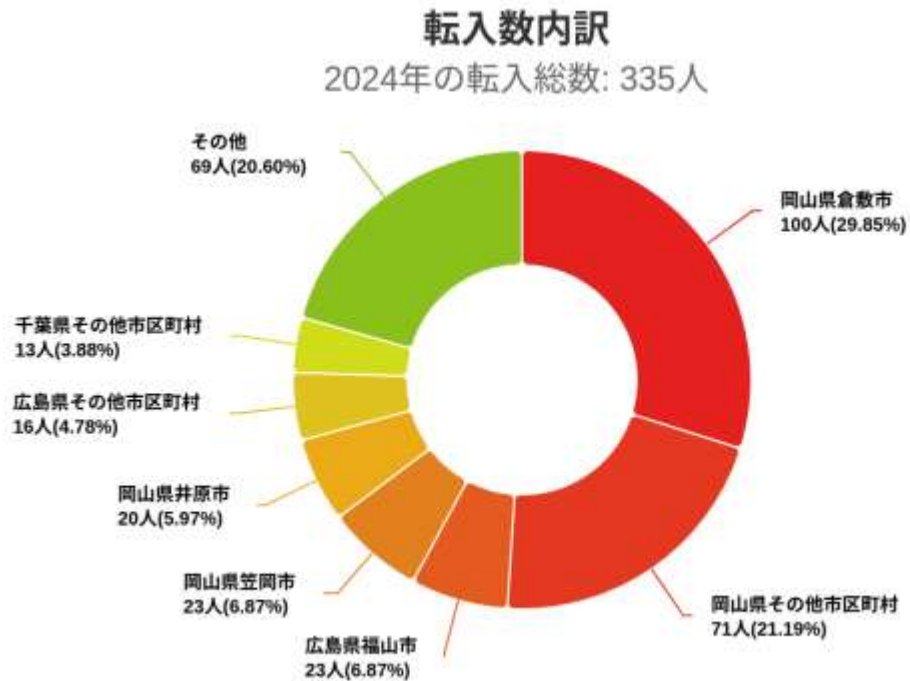
令和2(2020)年から令和6(2024)年までの男女別の人口移動は、男女ともに20歳代を中心に転出超過となっていますが、30歳代では、男性は拮抗、女性は転入超過となっています。

0～4歳は男女も転入超過となっていますが、母親世代である女性の30歳代の人口移動との関連が考えられます。



6 転入・転出の状況(From-To分析)

2024年の矢掛町の転入・転出は岡山県内の近隣自治体が中心で、特に倉敷市との人的移動が突出しています。

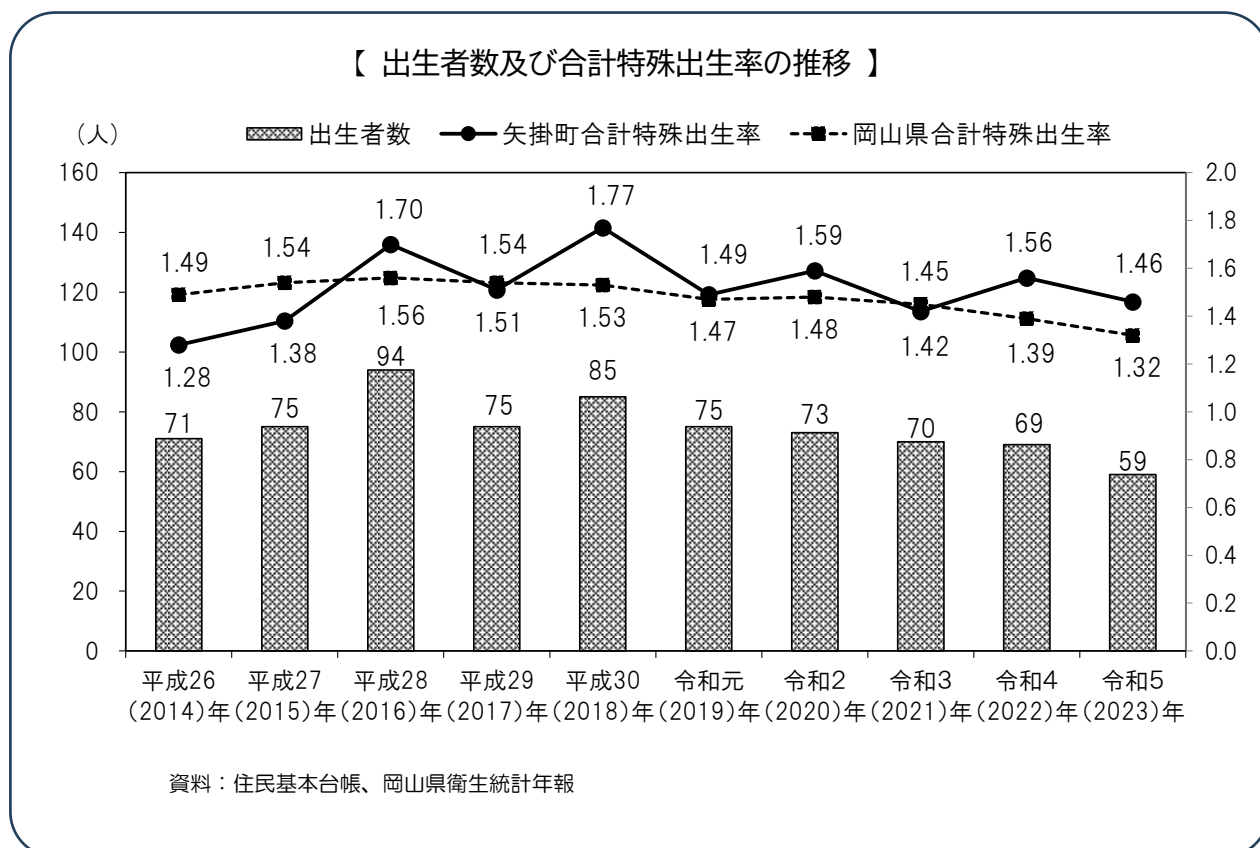


出典：RAIDA-AI『地域の人口減少対策』（2026年1月20日に利用）

7 出生者数及び合計特殊出生率

本町の出生者数は、この10年間でみると、一部増減はあるものの、減少傾向にあり、令和5(2023)年は59人となっています。

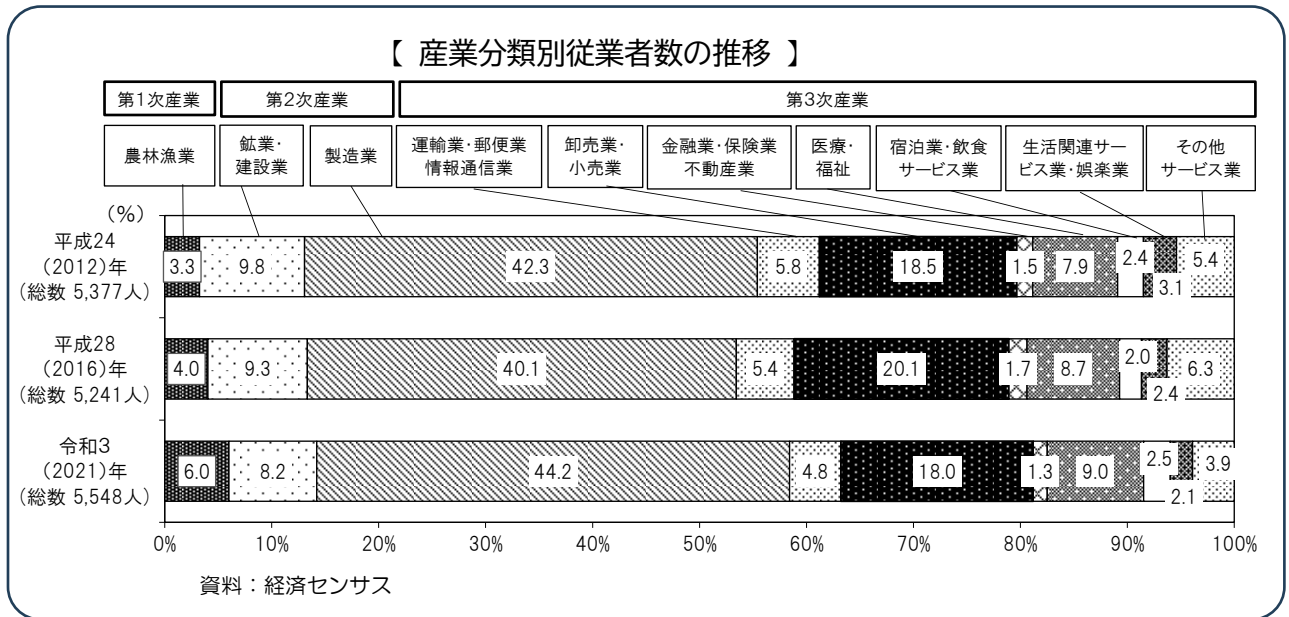
また、本町の合計特殊出生率は、この10年間では、1.28～1.77の間で推移しています。直近の令和5(2023)年は1.46となっており、岡山県平均の1.32を上回っています。



8 産業

令和3(2021)年の公務を除く従業者数の産業分類別構成比をみると、本町は「製造業」が全体の4割以上を占めて最も高く、次いで「卸売業・小売業」が2割弱、「医療・福祉」、「サービス業」がそれぞれ1割弱を占めています。

平成 24(2012)年から9年間の推移をみると、構成比としては「製造業」「医療・福祉」「農林漁業」が増加しています。



9 パターン別の人口推計

人口推計から、自然増減と社会増減の影響がほぼ同等であることがわかり、人口減少対策には、自然増減・社会増減の両面からのアプローチが必要不可欠となっています。

●パターン1(出生数や移動が変わらない)

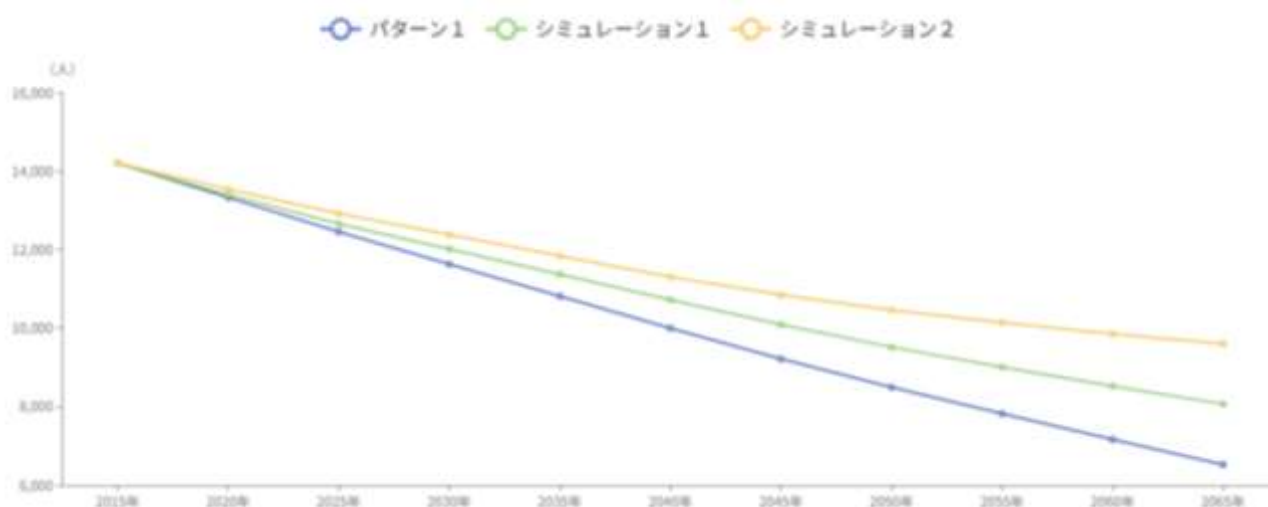
パターン1では、2020年以降も出生率・移動率ともに現状維持の場合、人口は14,201人から6,520人へと大幅に減少します。これは、現状のままでは人口減少が続くことを示しています。

●シミュレーション1(出生率が人口置換水準に改善、移動が変わらない)

出生率のみを人口置換水準に改善した場合、人口は8,063人まで減少幅が緩和されます。パターン1と比較して人口減少は抑制されますが、依然として減少傾向は続きます。

●シミュレーション2(出生率が人口置換水準に改善、かつ移動がゼロ)

出生率の改善に加え、社会増減がゼロとなると、人口は9,597人まで減少幅がさらに縮小します。パターン1やシミュレーション1と比べて最も人口減少が抑えられています。



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
パターン1	14,201	13,324	12,453	11,629	10,812	9,996	9,215	8,491	7,821	7,166	6,520
シミュレーション1	14,201	13,396	12,656	12,013	11,370	10,716	10,088	9,515	9,005	8,523	8,063
シミュレーション2	14,201	13,539	12,917	12,381	11,836	11,302	10,850	10,459	10,137	9,851	9,597

パターン1：全国の移動率について、足元の傾向が続くと仮定した推計（社人研推計準拠）

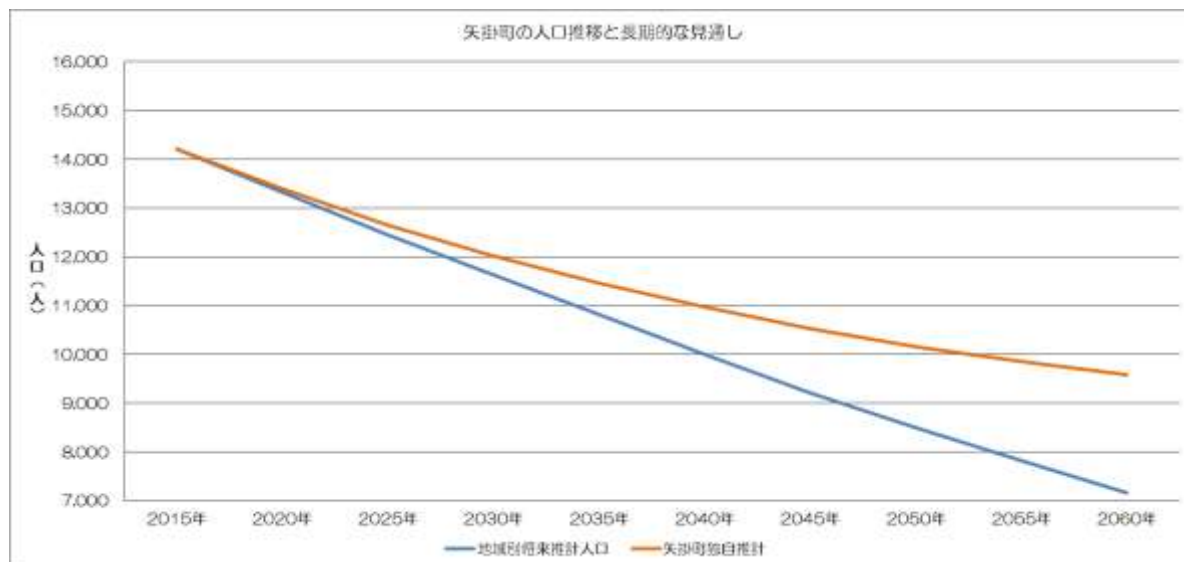
シミュレーション1：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

シミュレーション2：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーション。

出典：RESAS（人口構成分析），RAIDA-AI『地域の人口減少対策』（2026年1月20日に利用）を基に加工

10 人口の将来展望

合計特殊出生率が2060年まで徐々に上昇、人口移動については、本町の転入促進、転出抑制の施策により、すべての年齢階級において、純移動率が一定程度上昇したと仮定します。この仮定により本町の人口の長期的な見通しを試算すると、2060年に約9,500人程度の人口が確保されることになります。



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に矢掛町作成

■地域別将来推計人口

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	14,201	13,325	12,451	11,628	10,813	9,997	9,213	8,491	7,821	7,166

■矢掛町独自推計

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	14,201	13,386	12,651	12,022	11,463	10,964	10,523	10,153	9,854	9,580

「地域別将来推計人口」と「矢掛町独自推計」を比較すると、2060年に総人口で、2,414人多くなっています。このうち1,064人が自然動態によるもの、1,350人が社会動態によるものです。各種施策を実施することにより、人口の自然動態、社会動態の両方の視点から、人口減少の抑制を目指します。

第2章

総合戦略

I 策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本町では、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、「矢掛町人口ビジョン」と、「矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町の資源を活かしながら、より実効性のある対策を推進してきました。令和7年度に第2期矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略が最終年度を迎えることから、国が策定する「地方創生 2.0 基本構想」及び「地方創生に関する総合戦略」、県が策定する「第 3 期おかやま創生総合戦略」を勘案し、本町の地域資源やデジタル技術を活用しながら、人口減少対策や町の更なる発展を目指し、令和 8 年度を初年度とする「第 3 期矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「第 3 期総合戦略」)」を策定します。

2 計画期間

令和 8 年度から令和12年度の 5 年間とします。

3 国の政策の 5 本柱

国が策定した「地方創生 2.0 基本構想」では、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくための政策の 5 本柱として、以下の5つを挙げています。

- (1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- (3)人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5)広域リージョン連携

4 第 3 期総合戦略と矢掛町第7次振興計画との関係性

第3期総合戦略は、本町の最上位計画である「矢掛町第7次振興計画(以下、「第7次振興計画」)」の下に位置付け、内容は第 7 次振興計画を抜粋したものとします。ただし、国が策定した「地方創生 2.0 基本構想」及び「地方創生に関する総合戦略」の視点、第2期総合戦略で得られた効果の更なる拡大、解決すべき課題への対策、社会動向に応じた対応を取り入れた内容とするため、一部加筆修正やKPIの設定を行います。

Ⅱ 基本目標

本町では、第7次振興計画において、まちの将来像を「進化を続けて成長するまち」とし、5つの基本目標を設定しました。第3期総合戦略においても、同じ基本目標を設定し、本町の地方創生を進めていきます。

基本目標1 元気に暮らせる健康長寿のまち

基本目標2 安全・安心で心地よいまち

基本目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

基本目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

基本目標5 個性が輝く協働のまち

Ⅲ 基本的方向と具体的な施策

基本目標1 元気に暮らせる健康長寿のまち

【関連施策分野】子育て・健康・福祉・医療

(1) 子育て

(基本的方向) 安心して子育てができるまち

出会いの機会の創出、子育て支援の充実、援助を必要とする家庭等の支援により、安心して妊娠、出産、子育てができるまちづくりを目指します。

(具体的な施策)

- 子育て支援サービスの充実
- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- 家庭や子どもへの適切な支援
- ひとり親及び生活困窮者等への支援
- 結婚支援

(2) 健康づくり

(基本的方向) 心豊かにいきいきと暮らし続けられる健康長寿のまち

ライフステージに応じた主体的な健康づくりの取組を推進し、生涯にわたり心豊かにいきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちを目指します。

(具体的な施策)

- 生涯を通じた健康づくり
- 食育の推進
- 心の健康づくり
- 親子の健康づくり
- 保健事業の推進(国民健康保険)

(3) 地域福祉

(基本的方向) みんなが支え合い 安心して暮らせる福祉のまち

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現を目指します。

(具体的な施策)

- 地域福祉の人材と意識づくり
- 支え合いの仕組みづくり
- 地域福祉活動の拠点づくり

(4) 障がい者・障がい児福祉

(基本的方向) 互いに尊重し 支え合う地域共生のまち

障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら共に生きがいのある暮らしをつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

(具体的施策)

- バリアフリーの実現
- 自立した生活の支援と相談体制の充実
- 障がい福祉サービスや社会資源の充実

(5) 高齢者福祉

(基本的方向) 高齢者が自分らしく 元気に暮らし続けられる いきいき長寿のまち

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるように、介護予防を充実させ、医療・介護・福祉分野が連携してサポートできる体制整備を行い、地域共生社会の実現を目指します。

(具体的施策)

- 介護予防活動の推進
- 認知症との共生と予防、権利擁護の推進
- 地域包括ケアシステムの構築、深化
- 介護保険の適正な運営
- 高齢者の生活支援の充実

(6) 地域医療

(基本的方向) 適正医療を通じて 地域に必要とされる医療体制の持続を目指すまち

町民が安心して適切な医療を受け続けることができるよう、町民との協働や矢掛病院の経営安定化を通じて持続可能な地域医療体制の構築を目指します。

(具体的施策)

- 医療体制の規模適正化
- 地域包括ケアシステムの推進
- 医療職の適正確保

基本目標2 安全・安心で心地よいまち

【関連施策分野】生活・環境・防災

(1) 防災・減災・消防

(基本的方向) 地域の力で災害に強く 消防体制の充実した安全・安心で住み続けられるまち
「自助」・「共助」・「公助」が連携し、災害に強く、消防体制の充実したまちづくりを目指します。

(具体的施策)

- 町民や地域が主体となった防災・減災対策の推進
- 災害に強いまちづくり
- 浸水・排水対策
- 消防力の充実、強化

(2) 防犯・交通安全

(基本的方向) 地域で支え合い 安全・安心に暮らせるまち

関係機関の連携による自主的な防犯活動や交通安全教育を推進するとともに、詐欺・消費者被害防止の啓発と支援体制を強化し、町民一人ひとりが互いに支え合い、安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指します。

(具体的施策)

- 防犯意識の高揚・自主防犯団体の活動支援
- 交通安全意識の高揚・交通安全施設の整備
- 消費者被害の防止

(3) 道路・河川・公園

(基本的方向) 安全で快適で 人と自然が調和する強じんなまち

道路、橋りょう、河川、公園等の改良や適正管理により、安全で利便性の高い基盤整備や長寿命化に取り組み、自然や景観に配慮した強じんなまちづくりを目指します。

(具体的施策)

- 幹線道路、農道及び生活道路の整備
 - ・ 他市町と連携した町道の整備推進
 - ・ 狭い道路の継続した整備
 - ・ 橋りょう、トンネル等道路施設の適切な管理の実施
 - ・ 岡山県と連携した農道の保全対策
- 河川の管理及び改修の実施
- 都市公園の長寿命化対策の実施

(4) 土地利用

(基本的方向) 計画的な土地利用による 暮らしやすく持続可能なまち

立地適正化計画に基づき、快適な居住環境や都市機能の集積による利便性向上を図り、暮らしやすく持続可能なまちづくりを目指します。

(具体的施策)

- 行政と町民、民間事業者への働きかけ
- 公共施設整備等施策の推進における誘導

(5) 公共交通

(基本的方向) 公共交通で暮らしや交流を支える 住みやすく元気なまち

鉄道やバス、タクシー等の公共交通を関係機関と連携して維持、充実させ、誰もが安心して移動でき、暮らしやすさが広がる持続可能な地域交通の実現を目指します。

(具体的施策)

- 公共交通の維持
- 地域に適した移動手段の確保
- 公共交通の運行効率化、利便性向上
- 町民や関係者の連携による持続可能な公共交通の実現

(6) 脱炭素社会

(基本的方向) 未来へつなぐ みんなで創る持続可能なまち

再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の推進、ごみの削減、環境教育の充実を通じて、町民一人ひとりが温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を実践し、脱炭素社会の推進による持続可能な社会の実現を目指します。

(具体的施策)

- 温室効果ガスの削減
- ごみの適正処理と減量化
 - ・ごみの発生抑制や分別の周知等による環境負荷の低減の推進
 - ・ごみ処理の広域化による効率的な施設運営
- 地球環境問題への理解の促進

(7) 環境保全

(基本的方向) みんなで守る、安心して快適な環境のまち

生活環境や自然環境の保全活動により良好な生活環境を維持し、自然と共生する安心して快適なまちづくりを目指します。

(具体的施策)

- 生活環境保全、環境美化の推進
- 自然環境保全の推進

(8) 上・下水道

(基本的方向) 安全・安心な上下水道サービスの提供による快適で心地よいまち

上下水道事業の安定的、持続的な運営により、災害時にも安全で安心な水の安定供給や生活環境を確保できるよう、施設の耐震化や長寿命化を目指します。

(具体的施策)

- 水道施設等の更新
- 下水道施設の統合・長寿命化
- 安定した経営

(9) 住宅・住環境

(基本的方向)安全・安心で 快適な住環境が充実したまち

単身世帯の増加等変化する住宅需要に対応した公営住宅を計画的に更新するとともに、増加する空家等の活用や除却に対する支援を継続し、快適な住環境の確保を目指します。

(具体的施策)

- 町営住宅の建替
- 空家等の適正な管理の促進
- 個人住宅への支援
- 耐震改修の普及啓発

基本目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

【関連施策分野】教育・文化・スポーツ

(1) 学校教育

(基本的方向) ふるさとやかげを愛し しなやかで たくましい 子どもを育成するまち

一人ひとりの成長や地域とともにある学びを進める中で、児童生徒が未来を切り拓いていく力を育成できる教育を目指します。

(具体的施策)

■幼児教育の充実

■全ての子どもにとっての安全・安心な学校づくり

- ・ 不登校・いじめ等に対応する相談・支援体制の充実
- ・ 自立応援室・教育支援センター等を通じた不登校児童生徒への支援
- ・ 町内保育園・こども園・小学校・中学校・高校の連携
- ・ 矢掛高校魅力化支援

■主体的で対話的な授業づくりと確かな学力の定着

■教員が子どもと向き合う時間の確保

■現状や課題を踏まえた学校規模の適正化

(2) 学校環境

(基本的方向) 子どもたちが安心して学ぶことのできる学校環境が充実したまち

学校施設等の維持、更新や安全な通学環境を整えるとともに、学校給食共同調理場の施設、設備を更新し、子どもたちが快適に学ぶことのできる学校環境の整備を推進します。

(具体的施策)

■安全・安心な学校施設等の整備

■安全・安心な通学路の確保

■安全・安心な学校給食の提供

(3) 生涯学習

(基本的方向) 学びや人とのつながりを通じたウェルビーイングのまち

多様で豊かな学びを通じて、幸福感や生きがいを醸成するとともに、学んだことを個人の生活や地域の活動に活かし、人づくり・地域づくりにつなげます。

(具体的施策)

■暮らしを豊かにする生涯学習の推進

■学校、家庭、地域の協働推進及び地域教育力の向上

■家庭教育の充実

■夢や目標を育む教育の推進(青少年の健全育成)

■地区公民館を拠点とした人づくり、つながりづくり

(4) 文化芸術

(基本的方向) 幅広い世代に開かれた文化芸術のまち

町民の文化芸術に対する理解や関心を高め、幅広い世代の自主的な活動と文化施設の活用を促進し、文化芸術活動を担う人づくりを推進します。

(具体的施策)

- 文化芸術の振興
- 図書館利用の活性化
- 身近な美術館としての文化芸術活動の振興

(5) 文化財

(基本的方向) 文化財の魅力化を推進し、次世代へ継承するまち

地域の伝統行事や文化財の魅力を引き出し、適切な保存、活用を通じた情報発信を積極的に行い、次世代への歴史文化の継承と世代間交流を促進します。

(具体的施策)

- 文化財の保護及び活用の充実
- 郷土の文化財について情報発信
- 文化財を守り活かす体制づくり
- 伝統的建造物群保存地区の制度運用

(6) スポーツ・レクリエーション

(基本的方向) 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加することができるまち

スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪を広げ、生涯にわたりスポーツを身近に感じることができるよう、町民のライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

(具体的施策)

- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 適切な指導、助言ができる指導者の育成
- 体験を通じた成長の推進
- スポーツを通じた地域づくりの推進

基本目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

【関連施策分野】農林・商工・観光

(1) 農林業

(基本的方向) 農林業農業の振興でにぎわうまちづくり

意欲ある農業者への農地集積・集約、担い手の確保・育成、高収益作物への転換などにより、基幹産業である農業の多面的機能の維持や産地ブランド化の推進により農業の振興を図ります。

(具体的施策)

- 意欲ある農業者へ農地を集積・集約
- 担い手の確保・育成
- 高収益作物への転換
 - ・イタリア野菜のブランド化推進
 - ・高収益作物の栽培支援
- 林業の振興
- 農村生産基盤の整備

(2) 商工業

(基本的方向) 歴史と風土を活かした魅力あふれる商工業のまち

風土や地域資源を活かし、魅力あふれる商品の開発・販路拡大を図るとともに、新たな付加価値を創造する新規創業や産業の誘致・育成を目指します。

(具体的施策)

- 商店街の活性化と空き家対策
- 各店舗の魅力向上
- 事業の安定化と雇用確保

(3) 観光

(基本的方向) 自然・歴史・文化を活かした魅力あふれる観光のまち

小田川や里山等の豊かな自然、重要伝統的建造物群保存地区や文化財の歴史・風土を活かし、観光関連産業等の民間活力により幅広い世代に愛され、観光交流により経済が潤う地域づくりを目指します。

(具体的施策)

- 誘客促進と観光情報の効果的な発信
 - ・賑わいを創出するイベント等への支援
 - ・やかげDMOを主体とした民間事業者との連携
 - ・やかげDMOを主体とした誘客促進
 - ・SNS、パンフレット、イベント出展による情報発信
- 観光資源の磨き上げとまちなかの周遊の促進

- ・ 観光資源の磨き上げと創出
- ・ 周遊性の拡大
- ・ おもてなしの向上
- ・ 未実施区間における市街地の無電柱化の実施
- ・ 水車の里の魅力向上

■アウトドア観光の推進

- ・ 自然環境資源を活用した低負荷観光の推進
(エコツーリズム事業、かわまちづくり事業、体験交流施設管理等)

■広域連携による圏域の魅力づくり

(4) 産業連携

(基本的方向) 産業連携により、地域の活性化と産業振興を推進する活力あるまち

地域の産業や特徴を活かした連携により多くの人々を町内に呼び込むとともに、農林業、商工業、観光業等多様な分野が連携することで、付加価値と経済の波及効果によるまちのにぎわい創出を目指します。

(具体的施策)

- DMOによる観光連携体制の強化
- 生産と販売の連携強化

基本目標5 個性が輝く協働のまち

【関連施策分野】町民・行政

(1) 住民参加と協働

(基本的方向) 町民がつながり 支え合う協働のまち

町民への適切な行政情報の提供や主体的な活動の支援を通じて、みんなで支え合う持続可能な協働のまちづくりを推進します。

(具体的施策)

- 広報活動の充実
- 協働のまちづくりに向けた活動支援

(2) 地域コミュニティ

(基本的方向) 多様な主体が支え合うまち

町民一人ひとりがまちづくりの主役として主体的に参画し、地域課題の解決に向けて多様な主体と連携、協働するとともに、若い世代の声も積極的に取り入れ、個性と活気にあふれる地域社会を目指します。

(具体的施策)

- コミュニティ活動の支援
- コミュニティ施設の整備、充実

(3) 関係人口の拡大

(基本的方向) 人と地域がつながり広がる交流により選ばれるまち

地域と継続的に関わる関係人口の拡大に取り組み、交流を育みながら移住・定住を促進します。

(具体的施策)

- 関係人口の創出、拡大
 - ・ 良好な工場用地の提供による企業誘致の促進
 - ・ 都市部での移住・定住イベントや相談会等の実施
 - ・ 幅広い世代の様々な機関と連携し、交流を通じた地域づくりの支援を実施
- 移住、定住の促進
 - ・ 住宅新築助成や空き家改修補助等を通じた移住、定住の促進
 - ・ 移住相談会やオンラインセミナー等の実施
 - ・ 移住支援サイトを通じた物件情報等の提供
 - ・ 企業誘致による就業機会の確保や「やかげ学」など地域密着プログラムを通じた地域愛着心の向上による定住促進の推進
- 他分野との連携
 - ・ 多分野との包括的連携の推進
 - ・ フレンドタウンシップ協定に基づく友好交流活動の推進

(4) 人権と多様性の尊重

(基本的方向) 誰もが尊重し合い 共に自分らしく暮らせる人権尊重のまち

全ての人が個人として尊重され、尊厳を守り、違いを尊重し合いながら共に自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。

(具体的施策)

- 人権教育の総合的な推進
- 人権啓発の推進
- 男女共同参画の推進
- 多文化共生への対応

(5) AI時代のDX推進とイノベーション創出

(基本的方向)「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現

情報通信技術やAI技術を活用し、町民生活の利便性を高めるとともに、行政運営の効率化、高度化や情報セキュリティの強化を推進します。

(具体的施策)

- 行政運営の効率化、高度化による町民の生活利便性向上
- 社会のデジタル化に対応した情報セキュリティの向上

(6) 行政運営

(基本的方向) 健全で持続可能な行政運営のまち

町民のニーズや多様化する行政課題に対し、健全な財政運営を確保しながら、町民に信頼され、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる効率的な行政運営を目指します。

(具体的施策)

- 健全な財政基盤の確保
 - ・ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄付金受入れ増による財源の確保
- 効果的・効率的な財政運営の確立
- 公共施設の維持管理、更新
 - ・的確な現状把握による計画的な修繕、更新の実施
 - ・人口減少を勘案した建替えや施設の統廃合の検討
- 持続可能な行政運営の確立
- 人材の確保・育成
- 広域連携の推進(井笠圏域の3市2町(笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町)の新たな連携拠点として、ごみ焼却の熱を利用した施設の整備をすすめており、当該施設整備事業を軸に広域の一体的な発展に向けた連携事業を推進する。)
 - ・井笠圏域振興協議会事務
 - ・一部事務組合による事務の共同処理
 - ・一部事務組合による熱利用施設整備運営事業

《KPI一覧》

指標	基準値(時点)	目標値(令和12年度)
社会増減数(転入者ー転出者)	-13人 (R4~R6の平均値)	-10人
基本目標1 元気に暮らせる健康長寿のまち		
健康寿命(男性)	80.4歳(R6)	80.6歳
健康寿命(女性)	84.4歳(R6)	84.6歳
合計特殊出生率	1.40(R6)	1.45
子育て支援メール登録人数 ※1	221人(R6)	230人
100歳体操参加人数 ※2	192人(R6)	212人
基本目標2 安全・安心で心地よいまち		
自主防災組織カバー率	86.2%(R6)	87.0%
タクシー助成制度の利用件数	922件(R6)	1,500件
ゴミ分別アプリの登録者数 ※3	0人(R6)	500人
基本目標3 歴史・文化のかおる教育のまち		
将来の夢や希望を持っている児童の割合	小学生 84.1% 中学生 83.1% (R6)	小学生 85% 中学生 85%
町内中学生の矢掛高校に進学した生徒の割合	39.0% (R4~R6の平均値)	40.0%
中学生のやかげ型地域クラブ(R6時点は部活動)の加入率 ※4	76.4%	80.0%
基本目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち		
町内年間観光入込客数	55.5万人(R6)	61.3万人
イタリア野菜の累計栽培農家数	13戸(R6)	28戸
アウトドアアクティビティ年間利用者数	0人(R6)	3,500人
水車の里利用客数	30,647人(R6)	31,000人
基本目標5 個性が輝く協働のまち		
転入者数	335人(R6)	340人
公式HPの閲覧数	427,777回 (R4~R6の平均値)	430,000回
空家登録物件利用成約累計件数	205件(R6)	265件
電子申請対応手続数	366	400

※1 未就学児の保護者を対象に子育て情報等の配信を行うもの

※2 介護予防事業の1つとして行っている体操

※3 矢掛町の分別方法や資源やごみの収集日を知らせる機能が付いたアプリ

※4 矢掛町中学と矢掛高校が連携した矢中矢高合同部活動。やかげスポーツクラブのクラブ員として活動。

